

収 支 報 告 書

令和5年5月12日

堺市議会議長 様

議員氏名

加藤 慎平



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	285,000	@285000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
2 その他		
収入合計	285,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	4,200	4,200	
広 報 ・ 広 聴 費	0	0	
人 件 費	20,900	20,900	
事 務 ・ 事 務 所 費	50,573	50,573	
支 出 合 計	75,673	75,673	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団

加藤 慎平

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【資料購入費】 ・新聞の購入	4/1～4/30	市政研究のため、新聞を購読した。
【人件費】 ・事務員の雇用	4/10～4/30	政務活動の補助などで事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 ・事務所の賃借など	4/10～4/30	中区深井中町に事務所を賃借し、家賃や光熱水費、電話代などを支払った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R5. 4. 10		285,000		285,000	政務活動費4月受け入れ		
R5. 4. 10	4-1		20,900	264,100	3月分人件費	⑧	
R5. 4. 10	4-2		4,200	259,900	朝日新聞購読料	⑥	
R5. 4. 10	4-3		1,232	258,668	2月分携帯電話代	⑨	
R5. 4. 10	4-4		1,089	257,579	3月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R5. 4. 11	4-5		1,062	256,517	事務所電気代（2月21日～3月19日）	⑨	
R5. 4. 11	4-6		2,641	253,876	事務所電話代（2月利用分）	⑨	
R5. 4. 11	4-7		1,494	252,382	事務所水道代（1月12日～3月10日）	⑨	
R5. 4. 20	4-8		33,055	219,327	5月分事務所賃借料	⑨	
R5. 4. 25	4-9		10,000	209,327	5・6月分駐車場代	⑨	
月計		285,000	75,673				
累計		285,000	75,673	209,327			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2022年10月1日～2023年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	9時間 / 週 (1日 2～5時間 × 3～4日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1100円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 4.5時間 (週勤務時間数) 9時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2022年10月1日 から 2023年3月31日まで	
就業場所	堺市中区深井中町 761-16 加藤慎平事務所など	
仕事内容	政務活動の補助、書類作成など	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの 2~5 時間、週 3 日程度 ただし、週 9 時間程度の勤務とする	
休 日	土日祝日。大型連休 (4月 29 日~5月 5 日)、 お盆 (8月 13 日~16 日)、年末年始 (12月 29 日~1月 3 日)	
給与 (賃金)	時給 1100 円	
給与支払	毎月末締め 翌月 10 日払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2022 年 9 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 加藤 慎平 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] </p>		

出勤簿 (R5年 3月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	15:00	17:00	2:00	:	
2日		:	:	:	:	
3日	金	15:00	17:00	2:00	:	
4日		:	:	:	:	
5日		:	:	:	:	
6日	月	15:00	17:00	2:00	:	
7日		:	:	:	:	
8日	水	9 15:00	17 17:00	5:00	:	
9日		:	:	:	:	
10日	金	15:00	17:00	2:00	:	
11日		:	:	:	:	
12日		:	:	:	:	
13日	月	9 15:00	17 17:00	5:00	:	
14日		:	:	:	:	
15日	水	15:00	17:00	2:00	:	
16日		:	:	:	:	
17日	金	15:00	17:00	2:00	:	
18日		:	:	:	:	
19日		:	:	:	:	
20日	月	15:00	17:00	2:00	:	
21日		:	:	:	:	
22日	水	9 15:00	17 17:00	5:00	:	
23日		:	:	:	:	
24日	金	15:00	17:00	2:00	:	
25日		:	:	:	:	
26日		:	:	:	:	
27日	月	15:00	17:00	2:00	:	
28日		:	:	:	:	
29日	水	9 15:00	17 17:00	5:00	:	
30日		:	:	:	:	
31日		:	:	:	:	
合計				38:00	:	
出勤日数				13	日	

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

管理責任者 (議員名)	加藤 慎平		
事務所名	加藤慎平 事務所		
所在地	〒 599-8272 堺市中区深井中町761-16 TEL 072(270)1179		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 \Rightarrow <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	20.1 m ²	賃借料	月額 66000 円 (政務活動費充当額 33000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 10.05m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・50% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・50% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・50% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 10000 円 (政務活動費充当額 5000 円) 【所在地】 堺市中区深井北町757-29
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

(事業用)

令和5年4月12日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用



建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 加藤慎平 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

I. 標記 (1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市中区深井中町761-16		
住居表示	"		
家屋番号		建物種類	店舗
建物名称	深井中町店舗	住戸番号	
構造	鉄骨造鉄板葺平屋 階建 (目的物の所在階数 1 階)		
	(<input checked="" type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> その他)		
床面積	20.1㎡		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	トイレ、流し台、照明器具		
付属施設			
付記事項	現状有姿とする。		

※記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期 および 引渡し日	3年0ヵ月間とする
令和5年5月 / 日より	
終期	
令和8年4月30日まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 66,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 大阪信用金庫 深井支店
共益費	月額 0円		預金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 [REDACTED] 宛先名義人 [REDACTED] フリガナ [REDACTED]

(4) 保証金

礼金	[REDACTED] 円	敷金	[REDACTED] 円
----	--------------	----	--------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒 堺市 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所 〒	氏名 同 工	TEL

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
(本人)	加藤慎平		
家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者(多人数の場合はその他従業者〇〇名)等記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府寝屋川市 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	年齢	[REDACTED]
	職業	[REDACTED]	借主との関係	[REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
- ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
- ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
- ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
 - (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
 - (3)本物件の外面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

- 第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
 - (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

- 第 12 条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
 - (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
 - (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
 - (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
 - (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

- 第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

- 第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。
2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
 3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

- 第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- (1)第 3 条の賃料等の支払義務
 - (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第 1 条の使用目的遵守義務
 - (2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
 - (3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
 - (4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務
 - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

- 第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。
- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の³⁴月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の³⁴月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの %相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

現状有姿とする。

以上

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以 上

令和5年5月1日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

令和5年5月 / 日

甲（賃貸人）

住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
(TEL [redacted])

乙（賃借人）

住所 堺市 [redacted]
氏名 加藤 慎平 [redacted]
(TEL 072-270-1179)

連帯保証人

住所 大阪府 寝屋川市 [redacted]
氏名 [redacted]
(TEL [redacted])

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 _____
事務所所在地 _____
商号(名称) _____
代表者氏名 _____
宅地建物取引主任者 登録番号 _____
氏名 _____ 印 _____

媒介業者

駐車場賃貸借契約書

令和 / 年 5 月 2 / 日

貸 貸 人	住所	堺市 [REDACTED]	印 鑑	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]		
賃 借 人	住所	堺市 [REDACTED]	印 鑑	[REDACTED]
	氏名	加藤 慎子		

1	場 所	堺市中区深井北町 757-29					
2	駐 車 場 区 画	No. [REDACTED]					
3	車 両	車名	日産 ツッパ	登録番号	[REDACTED]	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃 料	一ヶ月	10,000円	支払方法	当月末翌月前納	特 約	2ヶ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自	令和 / 年 5 月 / 日	満	年間	特 約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特 約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人	/ ヶ月前予告	解約可能			
		賃借人	/ ヶ月前予告				
9	保証金	金	[REDACTED]	円也	契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還([REDACTED])		
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

[複製禁止]

W3716-2 01.010

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	4-1
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p>領 収 証</p> <p style="margin-left: 200px;">加藤 慎平 様 No.</p> <p style="margin-left: 100px;">★ ￥41,800-</p> <p style="margin-left: 100px;">但 3月分の給与として</p> <p style="margin-left: 100px;">令和5年4月10日 上記正に領収いたしました</p> <p style="margin-left: 100px;">登録番号</p> <p style="margin-left: 100px;">堺市 [REDACTED]</p>	
内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	
収入印紙	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
50 %	20,900 円 (按分率の根拠)
「雇用状況報告書の勤務実態をもとに算定」	
(その他)	
3月分事務員給与として。	

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	資料購入費
整 理 番 号	4-2
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
23--4-10 "ワイズマーケット" (カ) 150,817	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
%	円 （按分率の根拠）
（その他） 朝日新聞購読料として。	

三井住友カード

2023年4月10日のお支払い明細

2023年3月25日 発行

お名前 加藤 慎平 様
 お支払い日 2023年4月10日 (月)
 お支払い合計額 ****
 ANA VISA Suicaカード
 カード名称 / お問合せ番号 / 加入・切替日
 2017年8月1日

金融機関 ***
 支店 **
 科目 *

さまの個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
 お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
# 23/02/25	[REDACTED]	****	****	*	***					○
* ****	*****	****	****	*	***					*
# 23/03/05	[REDACTED]	****	****	*	***					○
* ****	*****	****	****	*	***					*
* ****	*****	****	****	*	***	*****				*
) ****	*****	****	****	*	***					*
# 23/03/14	新聞購読料	4,200	1	1	4,200					○
* ****	*****	****	****	*	***					*
<お支払金額総合計>						150,817				

1/1ページ

ASA

2023年03月度

領収証

お問い合わせ番号

加藤 慎平様

銘柄	部数	本体金額	消費税	金額
朝日新聞朝刊 ※	1	3,888	312	4,200

5年3月31日

合計

¥4,200-

※は軽減税率対象品目 (8%:4,200円)

ASA深井(有)アネット

堺市中区深井中町1999-7

TEL072-278-0172 FAX072-278-7168

新聞整理袋10枚60円販売中！お問い合わせは当店まで。



領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-3
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
23--4-10 携帯用スマートフォン (カ) 150,817	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
50 %	1,232 円 (按分率の根拠)
政務活動とその他の活動で使用。	
(その他)	
2月分携帯電話代として。	

三井住友カード

2023年4月10日のお支払い明細

2023年3月25日 発行

お名前	加藤 慎平 様	金融機関	***
お支払い日	2023年4月10日 (月)	支店	**
お支払い合計額	****	科目	*
カード名称/ お問合せ番号/ 加入・切替日	ANA VISA Suicaカード [REDACTED] 2017年8月1日		

お客様の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
# 23/02/25	ソフトバンクM (02月分)	2,465	1	1	2,465					◎
*	*****	***	*	*	***					*
# 23/03/05	[REDACTED]									◎
*	*****	***	*	*	***					*
*	*****	***	*	*	***					*
*	*****	***	*	*	***	*****				*
)	*****	****	*	*	****					*
# 23/03/14	[REDACTED]									◎
*	*****	***	*	*	***					*
<お支払金額総合計>						150,817				

1/1ページ

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: [Redacted]
Billing number

発行日 2023年 2月 21日

請求月 2023年 2月分
Month of Issue

SoftBank

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
[Redacted]	* * ご契約期間 4年 6ヶ月 * *		
	基本料 通話定額基本料 (ケータイ) [1月11日~ 2月10日]	3,700	10%
	割引 スマ放題 専用2年契約	-1,500	10%
	通話料 通話定額基本料 (ケータイ) 対象外通話	0	10%
	通信料 メール (SMS)	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	39	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	2,241	
	合計	2,241	
	内課税対象額 10%	2,241	
	内課税対象額 計	2,241	
	消費税等 10%	224	
	消費税等 計	224	
	ご請求金額	2,465	
	(税込金額 計 10%)	2,465	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

(1 / 1頁)

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-4
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
23--4-10 3月分ポケットWi-Fi利用料 (カ) 150,817	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
50 % 1,089 円 （按分率の根拠） 政務活動のその他の活動で使用。	
（その他） 3月分ポケットWi-Fi利用料として。	

三井住友カード

2023年4月10日のお支払い明細

2023年3月25日 発行

お名前	加藤 慎平 様	金融機関	***
お支払い日	2023年4月10日 (月)	支店	**
お支払い合計額	****	科目	*
カード名称/ お問合せ番号/ 加入・切替日	ANA VISA Suicaカード [REDACTED] 2017年8月1日		

※ご自身の個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
# 23/02/25	[REDACTED]									◎
*	*****	***	*	*	***					*
# 23/03/05	ZEUS Wi-Fi	2,178	1	1	2,178					◎
*	*****	***	*	*	***					*
*	*****	***	*	*	***					*
*	*****	***	*	*	***	*****				*
)	*****	***	*	*	***					*
# 23/03/14	[REDACTED]									◎
*	*****	***	*	*	***					*
<お支払金額総合計>						150,817				

1/1ページ

ご請求明細書

加藤 慎平 様

ZEUS WiFi

株式会社HUMAN LIFE

〒160-0022

東京都新宿区新宿2-1-1

新宿イーストスクエアビル3階4階



請求内訳

2023年03月分 ご請求明細					
ご請求日	ご利用月	内容	単価	台数	小計
2023/03/05	2023/03	スタンダードプラン 20GB (契約期間2年)	2,178円	1台	2,178円

ご請求合計金額 2,178円 (税込)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-5

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

電気料金振込受領証(兼請求書) (青)

いつもご利用いただきありがとうございます。

お 名 前 加藤 慎平 様 5 年 3 月分

お客様番号 XXXXXXXXXX ご 請 求 金 額 2,125 円

ご使用期間 2月21日～3月19日 決算年度 193 円

契種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所
31	110	-	堺市中区深井中町761-16

燃料費調整額	-523.54 円
再エネ促進賦課金	379 円

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 4月19日 金融機関取扱期限日 4月19日

本票は、4月27日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客様控え)

被振込人 関西電力 本書により差金員が収納することはありません。

収 納 印



(裏面もご覧ください)

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50 % 1,062 円 (按分率の根拠)
事務所使用状況に準じる。

(その他)

事務所電気代 (2月21日～3月19日まで) として。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-6
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
 <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 加藤 慎平 様 お客様番号 2023年 3月ご請求分 金額(円) ¥5,282- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 付 印 136484 23.4.11 ローソン 堺 深井北町店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
50 %	2,641 円 (按分率の根拠)
事務所使用状況に準じる。	
(その他) 2月分事務所電話代として。	

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

072-270-1179

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 3月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX	
◆072-270-1179 ◇NTT西日本ご利用分 5,282	3,200 -400	フレッツ 光ライト F利用料 フレッツ・あっと割引	2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 フレッツ・あっと割引の割引料金です。	合 算 合 算
	1,020 480	ひかり電話A (エース) 定額料1 ひかり電話A (エース) 定額料2	2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。	合 算 合 算
	200 100 512	複数チャネル使用料 追加番号使用料 ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 翌月への繰越額は448円です。	合 算 合 算 合 算
	-512	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	2月 1日～ 2月28日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	合 算
	48 4	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 2番号分のご請求となります。	合 算 合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用になります。	合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合 算
	480	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計 5,282	5,282	合計		

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M30021211001 04398 04256 00 J

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費																		
整 理 番 号	4-7																		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水道料金等 納入通知書兼領収証書</p> <p>振替口座 [REDACTED] 加入者 堺市上下水道事業管理者</p> <p>加藤 慎平様 ご使用場所 中区深井中町761-16</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>請求年月</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>5年 4月</td> <td>0 業務</td> </tr> <tr> <td>水道水量 ㎡</td> <td>下水道水量 ㎡</td> <td>戸数</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>水道料金 円</td> <td>下水道使用料 円</td> <td>合計金額 円</td> </tr> <tr> <td>1470</td> <td>1518</td> <td>2988</td> </tr> </table> <p>(上記金額には、消費税等相当額を含みます。) ご使用期間 1月12日～ 3月10日 (58日間) 納付期限 令和 5年 4月10日 上記の金額を納付期限までにお支払いください。</p> <p>堺市上下水道事業管理者 [REDACTED]</p> <p>上記の金額正に領収しました。この領収証書は堺市上下水道事業管理者が有効と認める領収日付印の押印によって効力を生じます。なお、金額を訂正したものは無効となります。 (お客様保存) 収納代行会社 ㈱電算システム</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>領 収 日 付 印 換 収 ③ 136484 '23.4.11 ローソン堺 深井北町店 (収入印紙不要)</p> </div> </div>		お客様番号	請求年月	区分	[REDACTED]	5年 4月	0 業務	水道水量 ㎡	下水道水量 ㎡	戸数	1	1	1	水道料金 円	下水道使用料 円	合計金額 円	1470	1518	2988
お客様番号	請求年月	区分																	
[REDACTED]	5年 4月	0 業務																	
水道水量 ㎡	下水道水量 ㎡	戸数																	
1	1	1																	
水道料金 円	下水道使用料 円	合計金額 円																	
1470	1518	2988																	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)																			
50 %	1,494 円 (按分率の根拠) 事務所使用状況に準じる。																		
(その他)	事務所水道代 (1月12日～3月10日まで) として。																		

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-8

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)

だいしんキャッシュサービス
ご利用明細票

！本日はご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細票をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面もご覧ください。

お 取 扱 日	取扱金庫・店番・通番
05 04 20	1630069ア-3376
お 取 引 店	口座番号
0001-0462-10	XXXXXXXXXX
お取引金種	お取引金額
お引当	お取引金額
手数料 ¥110	¥66,000*
時刻 17:31	
説明コード	お取引後残高

大阪信用金庫
深井支店
普通 〇〇〇〇〇〇〇〇
様

お受取人

ご依頼人
カトウ シンペイ様
072-270-1179

印紙税申告納付
税務署承認済

大阪信用金庫

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50 % 33,055 円 (按分率の根拠)

「事務所 (使用) 状況報告書に記載のとおり」 振込手数料 110 円×50%=55 円を含む。

(その他)
5 月分事務所賃借料として。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-9
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
50 %	10,000 円 (按分率の根拠)
「事務所 (使用) 状況報告書に記載のとおり」	
(その他)	
5月・6月分事務所駐車場代として。	